

【別紙－3(2)】と畜場、食鳥処理場における監視指導実施計画

と畜場における監視指導実施計画

事 項	内 容	実 施 計 画	
と畜検査	・生体検査、解体前検査、解体後検査	と畜場法に規定される獣畜(牛、馬、豚、めん羊及び山羊)について全頭。また、症状に応じて精密検査を実施	
	・BSE検査	異状を呈する24ヶ月齢以上の牛の確認及びスクリーニング検査の実施	
重点監視指導	外部検証	・衛生管理計画及び手順書の検査	年に1回以上
		・記録検査(衛生管理記録の検査)	月に1回
		・現場検査(施設基準の遵守確認、衛生管理計画に基づいた作業の実施状況確認)	月に1回以上、始業前点検やと畜検査時に適宜
		・微生物試験(一般細菌、腸内細菌科菌群)	月に1回
	衛生意識の普及啓発	・講習会の開催	年に2回以上
		・衛生管理対策委員会の開催	年に12回
		・リーフレットの配布	年に2回以上
モニタリング検査	・残留抗菌性物質等	無作為にサンプリング検査	
	・病原微生物試験(腸管出血性大腸菌、サルモネラ属菌等)	年に2回以上	

検査対象食鳥処理場における監視指導実施計画

事 項	内 容	実 施 計 画	
食鳥検査	・生体検査、脱羽後検査、中抜後検査	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定される食鳥(鶏、あひる、七面鳥)について実施。また、症状に応じて精密検査を実施	
重点監視指導	外部検証	・衛生管理計画及び手順書の検査	年に1回以上
		・記録検査(衛生管理記録の確認)	月に1回
		・現場検査(施設基準の遵守確認、衛生管理計画に基づいた作業の実施状況確認)	月に1回以上、始業前点検や食鳥検査時に適宜
		・微生物試験(一般細菌、腸内細菌科菌群、カンピロバクター)	月に1回
	衛生意識の普及啓発	・講習会の開催	年に2回
		・リーフレットの配布	年に2回以上
収去検査	・残留抗菌性物質等	年4回(四半期ごと)	
モニタリング検査	・病原微生物試験(サルモネラ属菌等)	年に2回以上	

認定小規模食鳥処理場における監視指導実施計画

事 項	内 容	実 施 計 画
重点監視指導	・法に基づく施設基準の遵守確認	立入検査(年1回)
	・法に基づく衛生管理基準等の遵守確認	立入検査(年1回)
	・認定小規模食鳥処理施設における処理羽数の遵守確認	確認状況報告書による確認(毎月)、帳簿等による確認(年1回)
	・講習会等の実施	必要に応じて
モニタリング検査	・病原微生物試験(カンピロバクター、サルモネラ属菌等)	おおむね1,000羽以上/日処理を行う施設について年1回

※外部検証:と畜場法施行規則第3条第6項又は第7条第5項に基づくと畜検査員による検査又は試験及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第4条第4項に基づく食鳥検査員による検査又は試験のこと。